

平成31年度

第23回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月24日（水）午後1時30分～午後2時50分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 議員控室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	友重 誠一	出
2	泉 信之	出	9	熊野 信夫	出
3	門 茂子	出	10	加島 富浩	出
4	村上 浩保	出	11	荻野 滋雄	出
5	嘉藤 勝広	出	12	根本 篤和	出
6	竹下 昌徳	出	13	松崎 文一	出
7	宝田 幸子	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第6号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第7号 農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見について
5. 臨席者
6. 事務局 渡辺良英事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席5番 嘉藤勝広 議席6番 竹下昌徳

局長	<p>皆さんお忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>定刻前ですが皆さんお揃いですので只今から第 23 回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶要旨)</p>
井下会長	<p>1 何かとお忙しい中、総会に全員の皆さんのご出席をいただき大変ありがとうございます。</p> <p>畑のしばれの方も抜けたようなのでさっそく蒔き付け等が始まる事かと思えます。</p> <p>2 統一選挙の後半におきましては、本町議会の皆さんの顔ぶれも決定したということで一安心をしているところでございます。</p> <p>3 去る 16 日に十勝農業委員会連合会総会がございまして、私と局長で出席してまいりました。本年度も昨年同様の事業が行われるという計画が総会で承認されているところでございます。</p>
局長	<p>ありがとうございました。それではこの後は、井下会長の進行により総会を進めてまいります。</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号 5 番嘉藤委員、6 番竹下委員にお願い致します。経過報告を事務局からお願いします。</p>
局長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議長	<p>はい。只今、経過報告がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。議案第 1 号「土地の現況証明願について」を議題と致します。関連がありますので「番号 1 番、番号 2 番」の 2 件を一括ご審議願います。事務局説明願います。</p>
係長	<p>議案第 1 号土地の現況証明願についてご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番です。土地につきましては二宮 番地 、地目は公簿畑ですが、</p>

	<p>現況は農地・採草放牧地以外で、面積は m^2、調査地目は雑種地です。土地所有者及び申請者は牛首別 番地 さんです。次に番号2番ですが、土地につきましては二宮 番地ほか 筆、地目は公簿畑ですが、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は合計で m^2、調査地目は雑種地です。土地所有者及び申請者は牛首別 番地 さんです。番号1番、2番とも申請目的は地目変更登記のためです。なお3ページに位置図を添付してごさいます。黒く塗りつぶした部分が1番の申請地、斜線で表示した部分が2番の申請地です。4ページには当該申請地の拡大図を添付しております。</p> <p>以上で番号1、2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、4月15日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>12番です。この土地につきましては事務局から説明があったとおりでして、条件が悪く長い期間農地として使用されていなかったのも特に問題ないと思いますのでよろしく審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ごさいませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでごさいますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号3番」を説明願います。</p>
係 長	<p>番号3番です。土地につきましては二宮 番地 、地目は公簿畑ですが、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は m^2、調査地目は山林です。土地所有者及び申請者は茂岩本町 番地 さんで、申請目的は地目変更登記のためです。なお5ページに位置図を添付してごさいます。黒く塗りつぶした部分が申請地です。6ページには当該申請地の拡大図を添付しております。</p> <p>以上で番号3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、4月15日に現地調査を実施しております。地元委員であります遠藤代理からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>1番です。ただいま事務局から説明があったとおりでして、非常に小さい面積となっております。周辺隣接地は雑木林となっておりますので問題ありませんのでよろしく願います。</p>

議 長	只今、遠藤代理から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委 員	6番です。周辺が雑木林という説明でありましたが、これは坂口さんの土地ですか。もともと農業されていない方が農地を持っているというのがわからないんですが。
局 長	町内何箇所かあるんですけども、かなり以前から商業者の方が所有されているものがありまして、かつて山林部分が畑に開墾されたことがあったのかと思われまます。
議 長	ほかにありませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号4番」を説明願います。
係 長	番号4番です。土地につきましては礼文内 番地、地目は公簿畑ですが、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は m ² 、調査地目は雑種地です。土地所有者は帯広市東 条南 丁目 番地 さん、申請者は同住所地 さんで、申請目的は地目変更登記のためです。なお7ページに位置図を添付してございます。以上で番号4番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、4月15日に現地調査を実施しております。地元委員であります荻野委員からご説明願いたいと思います。
委 員	11番です。事務局から説明があったとおりですが、この土地は長期間使用されていなかった土地で雑種地となっており問題ないと思いますのでよろしく審議願います。
議 長	只今、荻野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして8ページ議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。「番号1番から7番」の7件について一括審

	<p>議願いたいと思います。事務局説明を願います。</p> <p>係長 議案第2号第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものであります。番号1番から6番までの6件は基盤強化法による賃借権の設定が、番号7番は中間管理事業による賃借権の設定がされておりました。7件すべて引き渡しを行う6か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>番号1番の設定を受けていた方は二宮 番地 さん、設定をしていた方は牛首別 番地 さん、土地につきましては記載のとおりです。賃借人の都合により解約するもので合意解約の成立日及び土地の引渡日は平成31年4月2日です。</p> <p>次に番号2番の設定を受けていた方は牛首別 番地 、設定をしていた方は牛首別 番地 さん、土地につきましては記載のとおりで、賃貸人が売買を希望したため解約するもので合意解約の成立日及び土地の引渡日は平成31年4月2日です。</p> <p>次に番号3番の設定を受けていた方は二宮 番地 、設定をしていた方は二宮 番地 さん、土地につきましては記載のとおりで、賃貸人が土地の売買を希望したため解約するもので合意解約の成立日及び土地の引渡日は平成31年4月2日です。</p> <p>次に番号4番から7番の設定を受けていた方は礼作別 番地 さん、番号4番の設定をしていた方は礼作別 番地 さん、番号5番の設定をしていた方は礼作別 番地 さん、番号6番の設定をしていた方は礼作別 番地 さん、番号7番の設定をしていた方は札幌市中央区北 条西 丁目 番地 で、土地につきましては記載のとおりです。 さんが営農を廃止することから解約するもので合意解約の成立日及び土地の引渡日は番号4番から6番は平成31年3月31日、番号7番は平成31年4月4日です。</p> <p>以上で番号1番から7番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、通知書のとおり決定とします。続きまして11ページ議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号1番」を説明願います。</p>
係 長	<p>議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p>

	<p>下記の件につきまして農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは番号 1 番についてご説明いたします。権利の設定理由ですが、使用貸借によって後継者に経営移譲した農地について贈与するものです。譲渡人は牛首別 番地 さん、譲受人は同住所地の さんです。土地につきましては、牛首別 番地ほか 筆で、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²、経営内容はここに記載のとおりです。13、14、15 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、4 月 15 日に現地調査を実施しております。地元委員であります熊野委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>9 番です。ただいま事務局より説明があったとおりで、 さんから後継者に農地を贈与するというので、農地も適正に管理されておりますのでよろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。関連がありますので「番号 2 番、番号 3 番」の 2 件を一括ご審議願います。事務局説明願います。</p>
係 長	<p>番号 2 番、3 番についてご説明いたします。権利の設定理由ですが、いずれも、譲渡人は隣接する農業者に農地を譲渡し、譲受人は農地を譲り受け農業経営の安定かつ効率化を図るものです。番号 2 番の譲渡人は茂岩本町 番地 さん、譲受人は農野牛 番地 さんです。土地につきましては二宮 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²です。さんの経営内容についてはここに記載のとおりです。価格は総額 円、10 a 当たり 円です。5 ページに位置図を添付してございます。斜線で表示した部分が申請地です。6 ページには当該申請地の拡大図を添付しております。次に番号 3 番の譲渡人は茂岩本町 番地 さん、譲受人は二宮 番地 さんです。土地につきましては二宮 番地、地</p>

	<p>目は公簿、現況共に畑で、面積は m^2 です。 さんの経営内容についてはここに記載のとおりです。価格は総額 円、10 a 当たり 円 です。16 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 2 番、3 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、4 月 15 日に現地調査を実施しております。地元委員であります遠藤代理からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>1 番です。まず 2 番の案件ですが、 さんの所有する農地の隣接する場所に さんの農地があったということで売買ということになりました。続きまして 3 番ですが、 さんの山林が隣接地にありこれを さんが売買により取得することになりあわせて さん所有の農地も売買することとなりました。地区内でも問題ありませんのでよろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、遠藤代理から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして 17 ページ議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件について、農地法第 4 条第 3 項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番ですが、申請人は二宮 番地 さんで、土地は二宮 番地 の内で、地目は公簿、現況共に畑です。面積は m^2、転用区分は永久転用です。転用の理由は分娩牛舎を建設するための敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>次に審査内容ですが 18 ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円 で、全額を制度資金借入の予定となっております。権利を有する者の同意ですが、土地所有者の さん から同意書が添付されています。工期は許可の日から平成 年 月 日 まで、申請面積の内 m^2 が建築構築物敷地、m^2 が作業通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分はすべて問題無いと思われれます。19 ページから 22 ページに位置図、配置</p>

	<p>図、求積図、平面図等を添付してございます。 以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、4月15日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>12番です。内容につきましては事務局から説明があったとおりでして、牛舎を新しく建設するという事で特に問題ないと思いますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号2番」を説明願います。</p>
係 長	<p>番号2番についてご説明いたします。申請人は豊頃 番地 さんで、土地は豊頃 番地 の内で、地目は公簿、現況共に畑です。面積は㎡、転用区分は永久転用です。転用の理由は牛舎及び堆肥盤を建設するための敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>次に審査内容ですが23ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で、全額を制度資金借入の予定となっております。権利を有する者の同意ですが、抵当権者の から承諾書が添付されています。工期は許可の日から平成 年 月 日まで、申請面積の内 ㎡が建築構築物敷地、 ㎡が作業通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われま。24ページから27ページに位置図、配置図、求積図、平面図等を添付してございます。</p> <p>以上で番号2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、4月15日に現地調査を実施しております。地元委員であります加島委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>10番です。ただいま事務局から説明があったとおりでして、 さんは黒毛の繁殖及び肥育部分の拡大を進めており牛舎並びに付随する堆肥盤の新設</p>

	<p>ということで、隣接する農地にも影響を与えないと思いますのでよろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、加島委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして 28 ページ議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第 5 条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件について、農地法第 5 条第 3 項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番ですが、申請人は統内 番地 さんで、土地は統内 番地 の内ほか 筆、地目は公簿畑及び山林、現況畑で、面積は合計で m² です。契約の内容は賃貸借で、転用区分は永久転用、転用の理由は耕作道を整備するための敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>次に審査内容ですが 29 ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で、全額自己資金となっております。工期は許可の日から平成 年 月 日までとなっております。</p> <p>土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分はすべて問題無いと思われまます。30 ページから 33 ページに位置図、求積図等を添付してございます。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、4 月 15 日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>2 番です。30 ページの地図を見ていただくと、 番地あたりですが隣の 町界まで畑がありまして、山林側の方に向かって傾斜があり収穫した作物を搬出するのに苦慮していた。貸人と協議した結果、最短ルートではなくこの申請位置に付けてほしいということです。何ら問題ないかと思いますがよろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受</p>

委員	<p>け賜りたいと思います。ございませんか。</p> <p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして 34 ページ議案第 6 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。「番号 1 番」をご審議願いたいと思いますが、委員に關係する案件ですので、委員には退席をお願いします。暫時休憩いたします。</p> <p>(委員退席する。)</p>
議長	<p>再開します。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p>
係長	<p>議案第 6 号農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用關係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは番号 1 番ですが、利用権の設定を受ける方は牛首別 番地 さん、設定をする方は牛首別 番地 さん、土地につきましては牛首別 番地 ほか、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は平成 年 月 日公告の日から終期は平成 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。38 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、4 月 15 日に現地調査を行い、調整會議を取り行っておりまして、調整委員長には荻野委員がなっております。荻野委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委員	<p>11 番です。こちらの案件は先ほど議案第 2 号での合意解約された土地でありまして、さんが さんとの解約した土地を新たにさんが借りることとなりました。地域でも問題ないということでこのように調整いたしました。</p>

	<p>た。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、荻野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>8番です。合意解約されてという説明でしたが、議案2号の方では 番地の筆だけですよね。 番地 は合意解約の案件ではなかったのですが、実際この土地は さん今まで使っておられたのか確認させてください。</p>
局 長	<p>牛首別 番地 につきましては、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、 さんとの間で賃借権の設定がされており、期間満了となっております。</p>
議 長	<p>ほかにはございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。</p> <p>(委員帰席する。)</p>
議 長	<p>再開します。 委員に申し上げますが、番号1番の件につきましては原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。</p> <p>続きまして「番号2番」をご審議願いたいと思いますが、 委員に関する案件ですので、 委員には退席をお願いします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(委員退席する。)</p>
議 長	<p>再開します。事務局「番号2番」を説明願います。</p>
係 長	<p>番号2番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は牛首別番地 さん、設定をする方は礼作別 番地 さんで、土地につきましては牛首別 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は平成 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は平成 年 月 日、価格は総額 円、10aあたり 円で、支払方法は記載のとおりです。39ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号2番の説明を終わります。</p>

議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、4月15日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には根本委員がなっております。根本委員の方からご説明願いたいと思います。
委	員	12番です。内容につきましては事務局から説明があったとおりでして、当日、 さんは欠席で 委員に委任されておりました。この土地は以前より賃貸で使用されていた土地で、地域でも別に問題ないということなのでよろしくご審議願います。
議	長	只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。 (委員帰席する。)
議	長	再開します。 委員に申し上げますが、番号2番の件につきましては原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。 続きまして事務局「番号3番」を説明願います。
係	長	番号3番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は牛首別番地 、設定をする方は牛首別 番地 さんで、土地につきましては牛首別 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は ㎡、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は平成 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は平成 年 月 日、価格は総額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。40ページに位置図を添付してございます。 以上で番号3番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、4月15日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には加島委員がなっております。加島委員の方からご説明願いたいと思います。
委	員	10番です。ただいま事務局から説明があったとおりでして、この案件につきましては、長年 さんと との間で賃借権が設定されてい

	<p>ましたが、 さんが売買を希望したためこのように調整をいたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、加島委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号4番」を説明願います。</p>
係 長	<p>番号4番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮番地 、設定をする方は二宮 番地 さんで、土地につきましては二宮 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は平成 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は平成 年 月 日、価格は総額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。41 ページ、42 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号4番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、4月15日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には泉委員がなっております。泉委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>2番です。この案件につきましても、先ほどの合意解約があったものでして、 さんの方から売買を希望されたということです。地域での何ら問題ないということですのでこのように調整をさせていただきました。よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号5番から7番」の3件を一括ご審議願います。事務局説明願います。</p>
係 長	<p>番号5番から7番の3件についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は統内 番地 さんです。番号5番の設定をする方は礼作別</p>

	<p>番地 さんで、土地につきましては礼作別 番地 の内ほか筆、地目は公簿畑、山林及び雑種地、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は平成 年 月 日公告の日から終期は平成 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。43 ページから 54 ページに位置図及び求積図を添付してございます。</p> <p>次に番号 6 番の設定をする方は礼作別 番地 さんで、土地につきましては礼作別 番地の内ほか 筆、地目は公簿雑種地及び山林、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は平成 年 月 日公告の日から終期は平成 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。55 ページに位置図、56 ページに求積図を添付してございます。</p> <p>次に番号 7 番の設定をする方は礼作別 番地 さんで、土地につきましては礼作別 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は平成 年 月 日公告の日から終期は平成 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。57 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 5 番から 7 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、4 月 15 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には熊野委員がなっております。熊野委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
係 長	<p>9 番です。ただいま事務局から説明があったとおりでして、この案件は さんの営農廃止によるものでして、地域内でも十分協議をされおりますので特に問題ないと思われまますのでご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして 58 ページ議案第 7 号「農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見について」を議題と致します。「番号 1 番」を事務局説明願います。</p>
係 長	<p>議案第 7 号農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、</p>

	<p>豊頃町より意見を求められた下記の農用地利用配分計画（案）についてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農地中間管理事業に基づき、農業公社が平成 年 月 日付の公告により中間管理権を所有した農地について、借入れしていた農業者の営農廃止により返還されたことから、新たな借入希望者に賃借権の設定を目的として農用地利用配分計画（案）を定めるものであり、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び事業規程に適合し、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項に規定する農用地利用配分計画内容の各認可要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは番号 1 番ですが、利用権の設定を受ける方は統内 番地 さん、設定を行う方は札幌市中央区北 条西 丁目 番地 で、土地につきましては統内 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は平成 年 月 日公告の日から終期は平成 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。60 ページに位置図、61～62 ページに求積図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p> <p>議 長 はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、4 月 15 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には根本委員がなっております。根本委員の方からご説明願いたいと思います。</p> <p>委 員 12 番です。内容につきましては、事務局から説明があったとおりでして、中間管理事業としての残りの期間 年間で さんが借り入れることとなりまして、他の内容は以前と同一条件となっております。地域では特に問題ないということなのでよろしくご審議願います。</p> <p>議 長 只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p> <p>委 員 6 番です。賃借期間のが 年間となっていることについてもう少し詳しく説明願います</p> <p>局 長 この案件につきましては、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、この土地の所有者であります統内の さんと中間管理機構である との間で中間管理事業による賃借権の設定がされているところがございます。配分計画により さんが借入しておりましたが さんの営農廃止により返還されたため地域で再度調整した結果、残りの期間について新たに さんへ貸付けるということです。</p>
--	--

委員	6番です。公社への貸付けは 年ということですか。
局長	中間管理事業で設定している土地は平成 年から 年ほど経過しておりますが、これらについては、すべて 年間の賃借権の設定になっております。
議長	ほかにはありませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。
局長	以上をもちまして総会を終了させていただきます。 閉会にあたり 井下会長 からお挨拶をいただきます。 (閉会の挨拶)
	閉 会